

博士學位論文

内容の要旨

および

審査結果の要旨

甲第133号

2016

創価大学

本号は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条の規程による公表を目的として、平成28年3月18日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は、学位規則第4条1項(いわゆる課程博士)によるものである。

創価大学

氏 名	梶川 貴子
学位の種類	博士（人文学）
学位記番号	甲第133号
学位授与の日付	平成28年3月18日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 創価大学大学院学則第31条第2項該当 創価大学学位規則第3条の3第1項該当
論文題目	鎌倉時代の政治的事件と得宗被官
論文審査機関	文学研究科委員会
論文審査委員	主査 坂井 孝一 文学研究科教授 委員 季武 嘉也 文学研究科教授 委員 小島 信泰 法学研究科教授

論文題目

「鎌倉時代の政治的事件と得宗被官」

1. 内容の要旨

本論文は、本論を第一部・第二部・第三部の三部構成とし、前後に序章および終章を設けている。本論の随所に詳細な表と系図を挿入しているだけでなく、末尾にも執筆者自身が作成した付表1～18と、膨大な参考文献一覧を付している。論文全体の枚数は、表・系図を加えると400字原稿用紙に換算して、ゆうに1,000枚を超える。

本論文は、鎌倉時代に起きた重要な政治的事件の実態・歴史的意義を「得宗被官」に着目することによって解明し、さらに有力な「得宗被官」の系譜や存在形態についても明らかにしている。「得宗」とは北条時政に始まり、義時・泰時・時氏・経時・時頼・時宗・貞時・高時と続く鎌倉幕府の御家人北条氏の本宗家のことであり、「得宗被官」は佐藤進一氏によって提唱された得宗家の家臣・被官を意味する学術用語である。史料には「御内人」という語で出てくることが多い。従来、鎌倉幕府に関する政治史研究は、主に将軍・執権・有力御家人の動向を分析することによって進められてきたが、本論文は得宗被官というあまり着目されることのなかった人々に光を当て、その立場から政治史を組み立て直すという手法を用いている。そのため通説に縛られることなく考察を行うことが可能となった。また、断片的な史料を組み合わせることで得宗被官家の系譜を作成し、今後の個別研究に基礎的な情報を提供したことも意義深い点である。

本論文の目次（細目を省く）は以下の通りである。

序章 得宗被官の定義

はじめに

第一節 得宗被官の定義

第二節 鎌倉時代の日付変更時間

おわりに

第一部 『吾妻鏡』の中の得宗被官

第一章 比企氏の乱・牧氏事件と御家人の被官化

はじめに

第一節 比企氏の乱と御家人の被官化

第二節 牧氏事件と得宗家・得宗被官の成立

おわりに

第二章 金窪行親と和田合戦

はじめに

第一節 和田合戦における金窪行親と安東忠家の行動

第二節 和田合戦後の金窪行親

おわりに

第三章 承久の乱における泰時従軍「十八騎」

はじめに

第一節 泰時従軍「十八騎」

第二節 承久の乱における得宗被官の活躍

おわりに

第四章 伊賀氏事件と得宗家の死に関する諸問題

はじめに

第一節 伊賀氏事件と得宗被官

第二節 時実・時氏の死

おわりに

第五章 鎌倉幕府正月行事における得宗被官

はじめに

第一節 垵飯と得宗被官

第二節 的始の中の得宗被官

おわりに

第二部 北条氏と得宗被官の滅亡

第一章 二月騒動における討手処刑について

はじめに

第一節 二月騒動の全体像

第二節 討手の処刑と関東御教書

おわりに

第二章 『親玄僧正日記』と平禅門の乱

はじめに

第一節 永仁の大地震と平禅門の乱

第二節 平禅門の乱における親玄の祈祷

おわりに

第三章 嘉元の乱と得宗被官

はじめに

第一節 嘉元の乱の背景

第二節 嘉元の乱再考

おわりに

第四章 『太平記』の登場人物としての得宗被官

はじめに

第一節 『太平記』における有力得宗被官の活動

第二節 有力得宗被官の最期

おわりに

第三部 有力得宗被官家の系譜考証

第一章 尾藤氏

はじめに

第一節 『吾妻鏡』に見られる尾藤氏

第二節 鎌倉時代中期～後期の尾藤氏

おわりに

第二章 平・長崎氏

はじめに

第一節 平・長崎氏の出自

第二節 平頼綱の系譜

第三節 鎌倉時代後期の長崎氏

おわりに

第三章 諏訪氏

はじめに

第一節 諏訪盛澄と盛重

第二節 伊具四郎殺害事件

第三節 盛重の子孫

おわりに

第四章 工藤氏

はじめに

第一節 『吾妻鏡』の工藤氏

第二節 鎌倉時代後期の工藤氏

おわりに

第五章 南条氏

はじめに

第一節 『吾妻鏡』に見られる南条氏

第二節 北条時輔「後見」・南条新左衛門尉頼員

第三節 鎌倉時代後期の南条氏

おわりに

終章 有力得宗被官の鎌倉時代

はじめに

第一節 得宗被官の誕生と得宗被官家の確立

第二節 鎌倉時代後期の有力得宗被官

おわりに

付表

参考文献一覧

本論文の内容の概要は以下の通りである。

序章では、先行研究に目を配りつつ、基本史料となる『吾妻鏡』の記事を用いて、学術用語として用いられてきた「得宗被官」の定義を明確にする。また、本論で重視する事件発生「時間」の問題に対し、あらかじめ共通認識を形成しておくため、平安・鎌倉時代における日付変更時間の問題、すなわち日付が変わるのは午前零時ではなく、午前三時頃（寅の刻）であったということを指摘する。

第一部は鎌倉初期から中期にかけての政治的事件に関する考察である。第一章では、得宗家・得宗被官が確立する以前の二つの事件、建仁3年（1203）の比企氏の乱と元久元年（1204）の牧氏事件を取り上げる。そして、『吾妻鏡』の記事を丁寧に読み込むことによって矛盾点をえぐり出し、2代将軍源頼家とその子一幡の死、北条時政とその後妻牧の方との子である政範の死には、2代執権となる北条義時と、義時の被官となりつつあった御家人たちの関与があったと結論する。

第二章では、3代将軍実朝の時期、建保元年（1213）に起きた和田合戦において、義時の被官である金窪行親・安東忠家がとった行動、その役割に着目し、最初期の得宗被官の実態を明らかにする。また、金窪行親の家が有力得宗被官家として確立しなかったことについて考察を加え、行親が五位に叙爵した点、4代将軍頼経が行親を取り込もうと画策した点、この2点をその理由として挙げる。

第三章では、承久3年（1221）に起きた承久の乱で、北条泰時とともに上洛した「十八騎」の武士が、義時の死後、泰時に近侍した被官から構成されていること、その構成が幕府滅亡まで続いていることに着目し、「十八騎」で出陣したことそれ自体が有力得宗被官家にとって重要な歴史的意味を持ち続けたのではないかと指摘する。

第四章では、義時死後に起きた伊賀氏事件と、泰時の子時実・時氏の死に着目し、得宗

家の「死」について記す『吾妻鏡』の問題点を指摘するとともに、主君の死に際して得宗被官がどのような行動をとったか考察する。

第五章では、人名考証にも用いている幕府の正月行事「垵飯」と「的始」をあらためて取り上げ、『吾妻鏡』『御的日記』の記事を通して得宗被官の姿を描き出している。

第二部は鎌倉後期から幕府滅亡期までに起きた政治的事件の中で、得宗被官が処罰・誅殺された事件を主に取り上げる。第一章では、文永9年(1272)の二月騒動の全体像を明らかにするが、その際、先行研究で用いられてきた史料に加え、日蓮の書状や、追加法として伝わる同年二月十一日付の関東御教書などを用いた点に特徴が見られる。この御教書は、北条時章誅殺の討手となった得宗被官を含む5人の武士の処刑を正当化するためのものであり、彼ら5人は命令もなく馳せ向かった咎で処刑されたとする。

第二章では、永仁元年(1293)の平禅門の乱について、『親玄僧正日記』を用いることによって新たな考察を試みる。事件の際に親玄が行った小野流の修法「大北斗法」は、先行研究で主張されているような、永仁の大地震に対処するための祈祷ではなく、平頼綱誅殺計画をカモフラージュするためのものであったという新説を提示する。

第三章では、先行研究において不可解な事件とされ、定説を得るに至っていない嘉元3年(1305)の嘉元の乱を取り上げ、二月騒動・平禅門の乱に関する二つの章の考察を踏まえた上で、得宗被官の観点から再解釈を試みる。そして、嘉元の乱は、貞時・師時・宗方が得宗家による専制政治を目指す中で、時村を「誤って」誅殺したことにしたが、正式な命令を受けて追討に向かった武士を処刑したことで、得宗被官と御家人たちの反発を招いたため、最終的に宗方を切り捨てることになった事件だったのではないかと推理する。

第四章では、軍記物語である『太平記』の中に、東使・軍奉行・侍大将として登場する有力な得宗被官について論じる。『御的日記』など同時代の史料を手掛かりとして、『太平記』の得宗被官についての記述が史実と異なっている点を指摘する。

第三部は有力得宗被官に関する個別研究である。第一章で尾藤氏、第二章で平(長崎)氏、第三章で諏訪氏、第四章で工藤氏、第五章で南条氏を取り上げ、各一族の活動を表にまとめている。また、その内容をもとに得宗被官としての活動を整理し、『尊卑分脈』『続群書類従「系図部」』『系図纂要』などの系図史料の記載に誤りが見られる一族、さらには記載そのものがない一族について系図の修正・復元を行う。たとえば南条氏の場合、先行研究では日蓮門下の時光を中心とする南条氏庶流しか注目されてこなかったが、『吾妻鏡』や鎌倉後期の史料に見られる南条氏嫡流にも考察を加え、一族の全体像を提示する。

終章では、これまでの考察をもとに、得宗被官家の確立および有力得宗被官の実態について総括している。

2. 審査結果の要旨

「得宗被官」の定義を明確化した序章を受け、まず第一部で、成立過程にある得宗被官に着目したことを評価したい。この時期の政治的事件である比企氏の乱・牧氏事件・和田合戦に関しては、将軍権力と執権権力の対抗関係、有力御家人相互の対立などの点を重視する先行研究が多い。それらにしっかりと目配りをした上で、得宗被官という視点を持ち込むことによって、各事件の新たな側面を見出すことができた点は意義深い。承久の乱・伊賀氏事件なども同様である。ただ、論の展開の中で細かい記述にこだわりすぎ、事件全体の歴史像を矮小化してしまう傾向が見られる点は残念である。鎌倉後期を扱った第二部についても、第一部と同じ特徴・傾向を指摘できる。とはいえ、この時期は鎌倉幕府の基本史料『吾妻鏡』が残されていないため、他の史料を相互に関連させて考察を加えなくてはならない。本論文で、『親玄僧正日記』『実躬卿記』『嘉元三年雑記』『保暦間記』など、各種の史料を有効に用いている点は高く評価できる。ただし、新説として提示された主張には、根拠の薄弱な点や、可能性の範囲にとどまる点が見られることも確かであり、改善の余地があると考えられる。第三部はこれまでほとんど注目されることのなかった得宗被官の個別研究に新しい知見を加えたものであり、今後の研究の基礎を築いたという意味で高い評価を与えることができる。無論、断片的な史料に基づく系図の作成には不備な点も見られようが、それはこれからの課題とすべきであろう。最後に設けられた終章は、正月行事における得宗被官に着目したものであるが、論文の最後をしめくくるにはやや迫力に欠ける点があることは否めない。とはいえ、得宗被官という視点から正月行事を考察した研究がほとんど見当たらないという点を考え合わせると、十分に価値のある考察である。以上に述べたように、本論文は得宗被官という視点を持ち込むことによって、従来の鎌倉幕府の政治史研究に新たな一面を切り開いた意欲的な研究であるといえる。今後は、細部に至るまで、より正確な考察を続けていくことを期待したい。

本論文の公開発表会は、2015年12月10日（木）、中央教育棟 AC632 教室において行われた。また、同日、最終試験が主査研究室において口頭試問の形式で行われた。口頭試問では3人の審査委員と本論文執筆者との間で質疑応答があり、その後、審査委員の判断を合議によって決定した。

以下は、質疑応答の内容の一部である。

「比企氏の乱の史料に対する解釈に部分的な読み違いがあるのではないか。」「鎌倉後期の三つの事件に関する先行研究の理解に不十分な点があるのではないか。」「親玄僧正が行った大北斗法に対しては、密教の修法としての役割・効果が期待されていたはずで、平頼綱誅殺をカモフラージュするためのものとするのは短絡的ではないか。」「終章における得宗被官のまとめに関連して、得宗被官という存在自体、またその歴史的な変遷の様相をどのように捉えているのか。」

これらの質問に対して、本論文執筆者はそれぞれ適切な応答をした。そのうえで、今回

論及できなかった部分や、考察が不十分であった点に関して、今後さらなる研鑽を積み、ひとつひとつ明らかにしていきたいと述べた。以上のような応答はおおむね満足できるものであった。

本論文は鎌倉幕府の得宗家の被官に着目するという手法によって、鎌倉幕府の政治史研究に新たな一面を加えた研究であり、細部にはいまだ不十分な点も残されてはいるものの、研究史上、高く評価されるべき労作といえる。学位請求論文として十分に相当なレベルに達していると考える。したがって、本論文は、博士（人文学）を授与するにふさわしいと判断する。

以上